

憲法とマス・メディアをめぐる問題の考察(一)

山  
根  
改

目次

はじめに

一 取材の自由と国家秘密

(一) 外務省秘密電文漏洩事件

(二) 国家秘密についての考察

(三) 取材の自由について

- (四) 「国家秘密」と「取材の自由」
- 二 表現の自由とプライバシーの権利
- (一) ノンフィクションと前科の公表
  - ーノンフィクション『逆転』事件ー
  - (一) プライバシーの権利について
  - (二) 表現の自由と前科の公表
    - (a) 前科等を公表されないことに法的保護をあたえるべきか
    - (b) 前科等の公表の規制と表現の自由の調整
- (三) 国民の知る権利と犯罪報道の問題点
- (二) モデル小説とプライバシーの権利
  - ーモデル小説『名もなき道を』事件ー
  - (一) プライバシーの権利と名誉権の成立過程
    - (a) プライバシーの権利について
    - (b) 名誉権について
  - (二) プライバシーの権利の侵害について

はじめに

技術革新のめざましい発展により、今日、私たちは、様々な恩恵に預かっている。今年でいよいよ今世紀が終わり、来年からは、新しい世紀が始まる。

お正月の番組では、「二〇〇〇年……」というような見出しによって、世界各地のお正月の様子をテレビによって伝えられ、お茶の間にながら、おせち料理を食べながら、世界を見ることができた。しかしこの風景は、今年から始まったわけではないが、少なくとも、今世紀の初め、いや、五〇年いや四〇年前だって、こんなにテレビで世界各地のことを瞬時に見ることができると予測した人は少なかったのではなからうか。

また、最近では、携帯電話の普及もさまざまなものがある。家庭にある電話のように、話、伝言を伝達する道具として、ポケットに携帯する小型電話機としての機能だけではなく、グルメ情報や音楽情報を得るためのものとして、使っている人が、今や殆どという状況にまでなってきている。

さて、いま情報という言葉を口にしたが、最初に述べたように、技術の進歩は、私たちに、大量というよりも膨大な情報を提供してくれるようになったことは、誰もが実感しているところだと思う。

情報を提供してくれるものとしては、まず、思いつくところを言うと、新聞であろう。その他には、書籍や雑誌も挙げられる。これらは、いわゆる印刷物あるいは情報手段のなかでは印刷媒体と言われるものである。これらも印刷技術の発展、ここにはコンピューター技術の発展も原因としてあるのだろうが急速に進歩している。例えば、新聞のレイアウトはコンピューターで今はする。それにより、大量な印刷物が出版されている。いずれにしる、今日、物凄い量の出版物が書店に並べられているのを見れば、どこからでも、どんな印刷物からでも様々な情報を得ることができるのである。

印刷物以外で考えると、放送や通信技術の発展である。先程も述べたが、テレビはその代表であろう。今年からは、デジタル放送が始まる。これは二〇〇〇年二月一日からだそうだが、筆者自身、これについて、詳しいことを知らないで、ここでは、デジタル放送について、詳しいことの説明は避けるが、唯一知っていることと言えば、筆者の家のテレビでは、デジタル放送専用のチューナーを買わないと見られないことぐらいである。因みに、このことは、先日、近くの家電電器販売店で聞いてきた。本当は、もう少し、デジタル放送について述べようと思っていたのだが、販売店の店員さんの説明を十分に理解できなく、色々調べたのだが、筆者の知識のなさがわかったということぐらいしかわからなかった。まだ年令は三〇才だが、これでは、世間においていかれると思つたら、恐怖感が沸てきた。

話は、本論に戻すが、テレビ以外にもパソコンを使ったインターネットの利用は凄まじい勢いである。ここでは、新聞社などのニュースを得ることは勿論のことだが、承知のように観光案内やお買い物情報や通信販売や受験情報などなど、ありとあらゆる情報が瞬く間に得る訳である。筆者は、一昨日は友人の家で温泉情報を引き出して、旅行気分を楽しんだが。ついでに一言つけくわえるなら、一昨日は、名古屋は大雨で外出した人は少なかったことであろう。このように、新聞や週刊誌などの雑誌のような印刷物、印刷媒体をはじめ、今述べたテレビ等の放送、通信媒体などを通して、私達が、膨大な情報を得ている今日、印刷媒体や放送、通信媒体を通してマス・メディアの発展は著しく、そして、その力もどんどん増大しているのは知ってのとおりである。そしてまた、マス・メディアの間で競争も激しさを増している。このことは、情報を得る私達には、一見よいことのように思えるし、また良いこともたくさんあるが、一歩間違えると、とんでもないことになるのである。具体的には、数年前の松本サリン事件の河野さんを出せば、すぐに理解できることと思う。報道各社が、我先にと報道を競うがために、いい加減な情報を報道して、一番の被害者を極悪人の加害者に仕立てあげる結果となったのである。

日本国憲法二二条第一項では「言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する。」と定めている。ここでは、所謂というのかつまり伝統的な言論だとか出版を意味しているし、また、例えばデモ行動等による意思表示も含んでいるし、映画、写真、演劇だって含まれることは当然である。また、車の運転中によく聞いているラジオ、先程述べたテレビ、さらには、コンピュータ等を使って行う情報伝達など、あらゆる方法や手段をとおして発表する表現の自由が保障されていると解されるのは、疑いないことである。

この表現の自由の保障というのは、私達が生きていく上で大変重要な位置を占めているのであるが、ただ、時には、表現の自由の保障が国家権力と真っ向から衝突したり、あるいは、個人のプライバシーを侵害したり、また時には、人の名誉を著しく低下させる結果となる。

今日、表現の自由の保障という名の下、マス・メディアが情報や報道を提供してくれることは、実にありがたいことであるのだが、その一方で、マス・メディアの表現方法をめぐっては、様々な問題が生じていることも確かなことだ。

そこで、これから憲法のもと保障されているマス・メディアをめぐる問題について考えていきたいと思う。

### 一 取材の自由と国家秘密

まず最初に、国家秘密と取材の自由について考えてみよう。これから示す例は、少し古い資料かもしれないが、この問題を考える上で、典型的な例となると思う。

それでは、簡単に事件の概要から説明することとしよう。

(一) 外務省秘密電文漏洩事件<sup>1)</sup>

〔事実の概要〕

約二六年に及ぶ米国からの統治から、沖縄を日本の施政権下に復帰させる沖縄返還協定は、昭和四六年六月一七日に調印されたのであるが、当時、この協定には、なにがしかの秘密協定が取り決められたのではなからうかというような疑惑がささやかれていた。そのような報道もあった。

昭和四七年三月二七日、当時、社会党の国会議員だった横路孝弘議員は衆院予算委員会の席上、「沖縄の米軍用地の復旧補償費(約四〇〇万ドル)を日本政府が肩代わりするという「密約」を結んでいるという事実が存在する。」ことを裏付ける外務省極秘電文を暴露した。これにより予算委員会は一時中断を余儀なくされた。政府はこの追及は、「秘密漏洩事件」であるとして捜査に乗り出し、外務省の告発を受けた警視庁は、同年、四月四日、外務省のH事務官を国家公務員法一〇〇条一項(守秘義務違反)の違反容疑で逮捕し、また、横路議員に秘密を流したとして、毎日新聞の東京本社編集局政治部の西山太吉記者を、同法一一一条(秘密漏洩し罪)違反容疑で逮捕したのがこの事件である。

裁判経過を述べる前に、もう少し、事実を言っておいたほうがわかりやすいかと思うので付け加えておくと、H事務官と西山記者の関係についてであるが、H事務官は外務省審議官室に勤務する女性で、外務事務官という肩書であった。主な職務としては、外務審議官に回付される文書の授受や保管というようなことを行っていたようである。したがって、秘密文章は恐らく、比較的容易に見ることができたと思像される。

そこで、H事務官に目をつけた、西山記者は、密かに、H事務官と情交を結び、こう言った。「今、取材に困っている。助けると思っている、審議官の所にくる書類を見てくれ。君や外務省には、迷惑をかけない。」「五月二八日には

外務大臣と米国駐日大使が請求問題で会談するので、その関係の秘密資料を持ち出してほしい。」「六月七日、外務大臣と米国国務長官がパリで会談するので、その関係する秘密書類と条約関係の秘密書類を持ち出してほしい。」と執拗に迫ったという事実が存在した。

#### 〔裁判経過〕<sup>2)</sup>

##### (第一審)

先に結論から言うが、H事務官は有罪(確定)である。一方、西山記者は無罪という判決が下された。その判決要旨を簡単に言うと、被告人、西山記者は、国家公務員法一一一条にいう秘密の漏示をそそのかしたという行為にあたるとしながらも、その行為自体は、取材活動の一環である。その手段において、H事務官と情交を結ぶことは、そのかすことを目的として利用したことであり、不相当の面がある。しかし、目的の正当性およびその行為によって生じる利益と秘密保護との比較衡量という観点から総合的に判断すれば、これが処罰されてもなおやもを得ないと断定はできず、被告人の行為は正当行為を具備していると判示した。

検察側は、当然のごとく、これを不服として控訴した。

##### (第二審)<sup>3)</sup>

第一審を破棄して、有罪判決を下した。それによると、「国家公務員法一一一条にいう「そそのかし」というのは同法一〇九条一二号や一〇〇条一項所定の秘密漏示行為を実行させる目的をもって、公務員に対して、右行為を実行する決意を新たに生じさせてその実行に出る高度な蓋然性のある手段方法を伴い、また自らの影響力によりそのよう

な蓋然性の高い状況になっているのを利用してなされるような行為を意味する。」「国家が報道機関の取材の自由を無制限に制約することが許されないという意味で取材の自由というのは、憲法二条により保護される自由の範疇に属する。このような観点に立つと、報道機関の取材活動に対し国家公務員法一一一条の「そのかし」の罪を適用するには、「そのかし」の意義を限定的に解釈する必要がある。」そして、「報道機関の取材行為を先の概念にあてはめると、取材の対象の公務員が、秘密漏示行為にどうかにかについては、自由な意思決定をすることが不可能とする程度的手段方法を伴ってなされる秘密のしよう行為、及び取材者の加えた影響力により、取材の対象となる公務員が、秘密漏示行為にどうかかは、自由な意思決定をすることが不可能な状態になっていることを認識し、その状態を利用してなされた、しよう行為がこれに該当する。」したがって、「本件では、被告人が日事務官がその指示に従うしかないという心のゆとりがない状態になっていることを知りながら、各秘密文章の漏示しようにしたものであるから、「そのかし」に該当すと判決を下した。

### (第三審)<sup>4</sup>

「そのかし」とは、一〇九条二二号、一〇〇条一項所定の秘密漏示行為を実行させる目的をもって、公務員に対して、その行為を新たに生じさせること」とし、「報道機関が取材という目的で公務員に対して秘密を漏示するようになすことは、そのことだけで、直ちに当該行為を違法と推定されるものと解するのは相当でない。報道機関が公務員に対して根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的からためたものであり、その手段、方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会通念上認められるものである限り実質的に違法性を欠く。」という取材活動の正当性には一定の判断をしているが、「本件のように肉体関係を結んで、秘密文章を入手す

る行為は正当な行為ではない。」と判断を下した。

## (二) 国家秘密についての考察

国の様々な活動というのは、国民からの厳粛な信託によるものであるもので、本来的には、すべて国民に開かれたものでなければならぬはずである。そこで、ここで憲法をみてもと、「国会（立法機関）」については「両議員の会議は公開とする」（五七条）、「裁判所（司法機関）」については「裁判所の対審及び判決は公開法廷で行う」（八二条）と定めている。

ところが、意外というか、三権のうちの一つである行政機関に関しては、憲法上、公開を求める明文規定は存在していない。

日本では行政機関の公開を求める動きは、地方から発展してきた。市町村単位の条例の制定から始まってきた。そして、昨年の一九九九年五月、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以後情報公開法とよぶ）が制定された。<sup>36</sup>

さて、この情報公開法も、行政活動が実に広範囲におよぶ今日にあっては、公開すべきでないと考えられる対象（情報）があまりに多いことが気に掛かる。もちろん、この点で、問題となり、改正して公開すべきとして検討はされているが、しかし、「秘密」ということから、公開されないものがたくさんある。このような理由で、非公開の対象が増えると、せっかく制定した情報公開法もいつしか絵に書いた餅になってしまう。

そこで、「国家秘密」、「秘密」とは何かをみることとする。

先の事例でみたように、「秘密」が漏れることを防止する目的で、国家公務員法一〇〇条では公務員が秘密を守る

義務を定めているのであり、これに違反したら、同法一〇九条一二号により処罰されるし、また、同法一一一条で、そのかしたりした者も同様に罰せられる。

「秘密」について、東京地裁は、「ここに言われる『秘密』とは…刑罰をもって保護するに足りるだけの価値ないし必要性を備えるものでなければならぬ」としたうえで、（これは『秘密』の意義を示したものであろう。『秘密』とは実質的にも秘密として保護するに値すると客観的に認められる事項、すなわち、通常の知識経験者を有する多数の者に未だ知られておらず（非公知性）、秘匿の必要性を具備している事項（知識、文章又は、物件）を意味する」と判断した。この判断（定義）は東京高裁でも同様に考えられている。最高裁も同じくこれを基本的に指示していて、「『秘密』とは非公知の事実であり、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認めるもの…その判断は司法判断に服する」としている<sup>7)8)</sup>。

このように、三審のなかで、『秘密』について、形式的秘密（つまり、行政府が秘密として指定するものを言い、内容は関係ない）という考え方をとらずに、実質的の秘密（つまり、内容を問題とし、何らかの基準をみたしたものをだけを秘密とする）という考え方であるが、定義のなかでは、多少の程度の差はあれほとんど差はない。

次に、秘密の必要性について、これについては、東京地裁が検討を加えているのでみてみる。それによると、「秘密保護の必要性とは、公務の民主的且つ能率的な運営を国民に保障するためには一定運営を国民に保障するためには一定の事項の漏示を防止しておく必要があるということ、換言すれば、当該事項が漏示されるならば公務の民主的且つ能率的な運営を国民に保障し得なくなる危険性が存在する」としている。そうしたうえで、では、どんな場合が具体的に『秘密』とされるかについては、簡単にここではまとめておくが、①国防（例えば、何処にミサイル基地があるか）、外交に関するもの、②行政を行う為に秘匿の必要性があるもの（例えば、逮捕状の発布や競争入札等）、③個

人のプライバシーに関するものに大別できるであろう<sup>10</sup>。そして、本件の場合は、最初に述べた、①の国防、外交にある。従来から、外交は国防とやらんでその秘匿の必要性が主張されている<sup>11</sup>。その理由としては、最高裁の考えを引用するが、一、「条約や協定を目的とする外交交渉の過程で行われる会談の具体的な内容については、当事国が公開しないという国際的外交慣行が存在する」。二、「漏示されると相手国ばかりでなく第三国の不審を招き、当該外交交渉のみならず、将来における外交交渉の効果的遂行が阻害される傾向がある」と述べている。一として述べている慣行とはなにかよく理解できないし、本当にこのようなものが国際社会に存在しているのか疑問でもある。正直言ってみれば説得力はないと思う。しかし、二の方は、このような考え方の基本としてあるのは、まず、i、外交に関しては行政府が排他的で絶対的な権限をもっている（もっとも、国会での条約承認権を除いてはという条件はつくかもしれないが）ことと、ii、外交交渉を能率よく、相手国との信頼を維持するには、一定の秘密が不可欠であるという考え方が存在するのだ。確かに、この考え方というのは理解できるようなもの、つまり、ある一定の枠の中で、外交秘密というものは存在すると思うが、しかし、外交交渉の能率的処理ばかりが優先され、外交問題に関する民主性という観点はどこかへ追いやられはしないかという危惧を覚える。特殊性を外交交渉では帯びているのは、当然のことかも知れないが、（つまり、抽象的だが、その開示が国家の安全を損なうとか民主的、能率的行政の運営ができなくなる恐れがあり、結果的に重大な害悪となる場合だと秘密にしなければならぬと思う）しかし、特殊性ばかりが強調され、私達国民から秘密にすることは疑問である。

### (三) 取材の自由について

憲法二二一条が保障している表現の自由に「報道に自由」が含まれることは、学説、判例とも異論はない。

ここのとこをもう少し考えてみることにする。

そもそも報道の基本的な意味は、事実を伝達するということである。そのことは、受け手の私達の側で考えると、意思を形成していくための材料を提供するということである。そしてさらに、材料を提供する側の報道する人(機関)についても、どういうものを報道しようかとかどういふ観点で報道しようかというように考えて報道する。つまり、そこには報道する者の意思が働いている。このようにしてみると、報道の自由というのは、言論の自由の内容をなしているということになる。

この点について判例でも、「およそ、新聞が事実を報道することは、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するもの」<sup>13)</sup>であり、「したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由の規定した憲法二二条の保障のもとにあることは言うまでもない」<sup>14)</sup>と述べている。つまり、ここでは報道の自由が言論の自由に含まれることを明らかにしているのだ。ところが、ここでは、問題が生じる。それは、報道の自由が言論の自由のなかでも特別な保護を受けているか、他の自由や権利に比べて強い保障を受けているかという問題である。

本件に関していうと、報道の自由を確保するための取材の自由はどうかということでもある。

報道の自由を確保するためには、事実を取材し、編集し、事実を報道する過程が自由でなければならぬ。特に、報道機関に従事する者にとっては、事実ないし情報を自由に取材することができてはじめて、その役目を果たすことができるのだ。それは、重要な役目である。なぜならば、もう少し平たく言うと、私達は、労働に従事したり、家事をしたり、子育てをしながら、現代社会の事情を知らなければならぬ。しかし、そのためには、時間的な制約などから、全てを知ることが不可能である。しかしながら、私達は、現代社会の行く末を考えなければならぬ。日常生活

活をどうするかを考えなければならない。そして、そのためには十分な情報が必要である。したがって、一人で全部の情報収集は不可能であるので、私達に代わって、そういう情報を集める、そして、報道する報道機関が必要不可欠となるのである。

特に、国政については、「国の政治」に対して、「取材の自由」が大切となる。最高裁の判例でも「事実を報道するための取材活動も憲法二二条のもとに認められるべき」として、また、「報道のための取材の自由も、憲法二二条の精神に照らし合わせて、十分に尊重するに値するものといわなければならない」と述べている。<sup>16</sup>これで、取材の自由は二二条に根拠づけられると考えられるわけであるが、それは、他の自由や法益よりも強い保護が与えられるべきかということが疑問として残る。

例えば、本件では、「国家秘密」と「取材の自由」という点で、果たして、取材の自由が優位にあるかということになる。特に、取材の自由と公務員の守秘義務との問題が出てくる。

#### (四) 「国家秘密」と「取材の自由」

先に述べたように、「国家秘密」そして、「国家公務員の「守秘義務」と「取材の自由」は対立するのである。

「取材の自由」の立場にたてば、第一審判決のように、「秘密漏洩が正当行為として社会通念上許されるためには、その行為が報道機関の公共的使命に奉仕し公益を図るという積極的意図の下に行われるものでなければならぬ」とし、記者の行為は国家公務員法一一一条の「そのかし」にあたるとしながら、国民の「知る自由」の意義と報道機関の公共的使命に鑑み、そのかしによる取材の利益と秘密保護の利益との比較衡量を行い、記者の行為は正当な業務行為たる性質を備えているとし、無罪としたのである。<sup>17</sup>

これに対して、最高裁は、取材の自由も憲法二一条で十分尊重されるとした上で、「公務員の守秘義務と取材の自由が対立するものであるから、報道機関が公務員に秘密を漏示するようにそのかしたからといって、そのことだけで直ちに、違法性が推定されるものでもない……しかしながら、取材方法が刑罰法令に触れる場合は勿論、社会通念上認められない態様のものである場合、違法性を帯びる」として、有罪判決を下したのである。<sup>18)</sup>

この判決では、取材の自由と公務員の守秘義務が対立することを認め、取材行為が正当な業務行為と見るべき場合があるとしている点で、取材行為を広く認めたことは評価できるであろう。しかし、ただ、取材の方法が、簡単に言うところ、それは、取材をする記者のモラルの問題として、しかもそのことで「そのかしの罪に問われるというのは、問題が生じてくる。

これに対して、高裁判決は「秘密漏示を実行させる目的をもって、公務員に対して、右行為を実行させる決意を新たに生じさせてその実行に出る高度の蓋然性のある手段方法を伴い、又は自ら加えた影響力によりそのような蓋然性の高度な状況になっているのを利用してなされる行為」と定義したのである。<sup>19)</sup>これは、公務員の漏示行為のうち報道機関の適正な取材活動として憲法上保護されるものを、そのかしの罪の適用範囲外におくために限定解釈を試みたのである。言い換えると、判断の枠組みを犯罪の構成要件のレベルで明確にしようとしたのである。これについては、一定の評価はあるが、ただ、「そのかしの罪の定義が明確であるかというところでもない。そうすると、国家公務員法一一一条という法令自体が違憲ではないかという論点<sup>20)</sup>が浮かび上がってくる。

国家秘密とされる情報を報道することを禁止する法律は、現在の日本には存在しない。しかし、有事立法なるものが検討されているが、そのなかに、秘密保護法のようなものの導入が検討されている。

国民が政府の有する情報を知り、自己の意見の形成や国政の監視に役立てるべきことは、民主性の原理であり、国

民主権の原理から当然認められることである。<sup>21</sup>ことに、マス・メディアは情報の流通から、欠くことのできない重要な役割を演じている。そういうことで、今まで見てきたように、政府の情報開示と密接に関わる。特に外交、軍事面に関してはなおさらである。この時、国家の在り方と国民の知る権利に奉仕するマス・メディアの自由との関係に注目していくこととなる。そして、この時、取材の自由は、国家秘密の前では、常に劣勢におかれる虞れがあるのだ。

## 二 表現の自由とプライバシー

このところというかずっと以前からではあるが、マス・メディアとプライバシーをめぐる問題が注目されてきていることはだれもが知っているところであろう。例えば、実在の人物をモデルとして小説を描いた場合、これは、いわゆる「モデル小説」といわれるものだが、この時の小説に登場してくる人物のプライバシーはどうなるのである。もう少し詳しく言うと、登場人物のプライバシーに関わる事実、あるいは社会的評価を低下させるような表現を用いるとか具体的に記述するか、またあるいは、社会的評価を低下させるような事実を具体的に記述すると、そのことは、実在する登場人物のプライバシーや名誉を侵害することとなるのではなからうか。

あるいは、生活記録や探検記等のように、実在の人物の行動や性格を描く、いわゆる「ノンフィクション」の場合は、やはり、プライバシーや名誉を侵害するのだろうか。<sup>22</sup>

そして、このような問題が起こった場合、どのように調整していくのかここではを考えてみたい。

〔一〕ノンフィクションと前科の公表

―ノンフィクション『逆転』事件―

〔事実の概要〕<sup>23)</sup>

この事件は、よく知られた事件でもあるので、ここでは簡単に説明する。

昭和三九年八月、当時アメリカ合衆国統治下にあった沖繩で日本人四名と米兵二名が殴り合いの喧嘩をし、米兵のうち一名が死亡し、他の者が負傷する事件が起こった。Xは、他の三名とともに傷害致死及び傷害の罪で起訴された。陪審裁判を経て、アメリカ合衆国琉球列島政府高等裁判所により傷害罪について懲役三年の実刑判決を受けたのである。Xは昭和四一年一〇月に仮出獄し、沖繩で暫く働いた後、上京し、昭和四三年一〇月から都内のバス会社で運転手として就職し、結婚もして、平穩な生活を送っていた。Yは先の裁判の陪審員の一人でもあったが、その体験を基に、『逆転』と題する著作物を執筆した。この本は昭和五三年八月に新潮社から出版されたのであるが、ノンフィクション作品として高い評価を受けて、大宅壮一ノンフィクション賞を受賞したのである。ところが、問題は、この作品の中にXが実名で使用され、前科にかかわる事実が公表されたのである。そこでXはプライバシーの権利が侵害されたとして慰謝料を請求したのが本件である。

一審判決ではプライバシー侵害を肯定して請求を一部容認（慰謝料五〇万円）とした。

二審判決は一審判決とは異なった判断を示した部分をもちつても一審判決を基本的に指示し、控訴を棄却した。

三審の上告審では、結論から言うたと上告棄却という判断を示した。<sup>24)</sup>

その理由としては、①刑事事件につき被疑者とされ、さらには、有罪判決を受けて服役していたという事実は、

「その者の名誉あるいは信用に直接かかわる事項であるから、その者はみだりに右の前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有する」。「その者が有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会復帰することが期待されるのであるから、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穩を害されその更生を妨げられない利益を有する」。

②「もっとも、ある者の前科等にかかわる事実、

i、「事件それ自体を公表することに歴史的又は社会的な意義が認められるような場合には」事件当事者の実名を明かすことも許される。

ii、「その者の社会的活動の性質あるいはこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのかんによっては、その社会的活動に対する批判あるいは評価の一資料として」前科等が公表されることも受忍しなければならない。

iii、選挙で選出される者やその候補者など、「社会一般の正当な関心の対象となる公的立場にある人物である場合には、その者が公職にあることの適否などの判断の一資料として」前科等が公表されても違法ではない。

iv、著作物で実名を使用して前科等が公表された場合、「その著作物の目的、性格等に照らし、実名を使用することの意義及び必要性を併せ考えることを要し」、このような公表が不法行為を構成するかどうかは、その者のその後の生活や先の諸点を併せて判断すべきで、その結果、前科等が公表されない法的利益が優越する場合には賠償を求めることができる」。

③本件の場合は、「事件、裁判から著作が刊行されるまで二年が経過しているし、その間、Xは社会復帰をし新しい生活環境を形成している事実からすると、前科等を公表されない法的保護を有し、しかも、公的立場にはないことから、前科等を公表されることを受忍しなければならない理由はないし、実名を使用しなければ、著作の目的を損

なうものでもない」。

以上のように判決を下した。

(一) プライバシーの権利について

プライバシーの権利というのは、いわゆる「新しい人権」の一つであると説明されている。

日本国憲法はその施行以来、広汎に各種の基本的人権を保障しているのであるが、そこに列挙されているもの他に、時代の変化や社会経済状況の発展のなかで、特に近年、社会的に新たな要求を必要とされる権利とか自由が出て来たのである。

こういったものが憲法上の基本的人権であることの根拠を憲法一三条に求める。憲法一三条は基本的人権の保障に関する一般的、包括的な規定であるので、各条項が具体的、個別的に各種の基本的人権を列挙しているもの、それら以外のものを否認するものではない。

では、プライバシーの権利についてみてみよう。

プライバシーの権利とは、アメリカの判例や学説のなかで「ひとりで居させてもらいたい権利」(the right to be let alone)<sup>27)</sup>として促えられてきた。日本では、いわゆる「宴のあと」事件<sup>28)</sup>が、この考え方を踏まえて、プライバシー権を認めた最初の判決である。この判決では、「私生活をみだりに公開されないという法的保障」<sup>29)</sup>として把握されている。

さて、ここで、「私生活」<sup>30)</sup>というとは何かということになるが、具体的には、自己の氏名、年齢、経験、肖像、習慣などの自己の生活に関するものや、非公然の他人との親密な行動などを意味するであろう<sup>31)</sup>。

しかし、このように定義するけども、やはり、漠然として広範すぎる批判もある。さらに、消極的で、受動的であるという批判もある。先のように、「私生活」を定義したが、やはり、広範であり、漠然としすぎて、曖昧になるように思える。また、今日の情報システムからすると、情報の収集や保管、使用に対して、手続的適性の要求、誤りの訂正、不当な使用の指し止め請求が認められる必要もあろう。そうしてみると、私生活をみだりに公開されない権利というだけでは、あまりに消極的で受動的ということにもなろう。<sup>32)</sup>そこで、「自己」の情報<sup>33)</sup>を、いつ、どうやって、どの程度他者にコミュニケーションするかを決定する権利(情報コントロール権)という考え方ができたのである。すなわち、最近では、単なる自由権というよりも請求権(受益権)の性質をもあわせもった権利という考え方<sup>33)</sup>である。このようにして、私人や公権力からの侵害に対して、個人の尊厳が尊重される私生活を保障する権利概念が成立して来ている。

通常、プライバシー権の侵害とはどういうことを言うのであろうか。

① 平穩な私生活の保護である。外からみだりに侵入を受けてしまわないという権利である。例えば、警察官とか、最近、テレビのドラマ番組でもそういうシーンが多く出て来ているが、興信所の人が、人の私的な会話を盗聴する行為を言う。ある人が、私達の私的な会話を盗聴する行為は、平穩な私生活を侵害することとなる。

② 私事が公開されない権利を言う。かなりの人が知っている事実であっても、まだ公開されていない事実<sup>34)</sup>は公開されることは許されない。例えば、公開されていない事実を、小説に書いて公開することである。

③ 誤認を生じるような表現からの保護されるという権利である。例えば、週刊誌などを例にあげるとわかりやすいかと思うが、本当はAというのが事実であるのに、BとかCというような事実であるかのように、他人に誤解して受け取られない権利を言う。

④個人の情報を営利的に使用されない権利である。これは、これまた、テレビや週刊誌などを見ているとよくわかるのだが、例えば、俳優のXは不倫をしているというように、そのような報道を毎時間、毎日のように報道して、利益をあげるといふようなことである。このように、私達の氏名や住所や写真などが営利の目的で勝手に使用されることは多々あることだ。

このように、こういう行為つまり公表ということによって不法行為を形成することとなり、プライバシー権を侵害するには、次のことがあれば成立することになる。

- a、侵害行為者に故意または過失がある場合（故意、過失の要件）
- b、被害者の私生活上の事実（私事性の要件）
- c、不特定多数の人の前で公表されている（公表の要件）
- d、一般人の感受性からみて、被害者に精神的苦痛を生ぜしめること（精神的苦痛の要件）<sup>35</sup>ということである。

## （二）表現の自由と前科の公表

（a）前科等を公表されないことに法的保護をあたえるべきか

前科等の事実を公表されないことに法的な保護をあたえるべきであろうか。もし、あたえらばししたら、いかなる権利、利益に根拠づけられるであろうかということが問題となってくる。

これについて、第一審の東京地裁は、①「憲法一三条は個人の尊厳は相互の人格が尊重され、不当な干渉から自我が保護されることよってはじめて確実なものとなるのであり、そこで、この条項は個人の尊厳を保障する上で、必要不可欠な人格的利益を広く保障する趣旨のものであると解される」、「他人からみだりに個人の私的な事柄について

情報を取得することを許さず、また他人が自己の知っている個人の私的事柄をみだりに第三者へ公表したり、利用することを許さず、もって人格的自律ないし私生活上の平穩を維持する利益（「プライバシーの権利」という）は充分尊重されるべきである。∴社会通念上その保護すべき対象、内容が成熟したものとなっていて、保護の必要性について社会的合意が得られているような人格的利益については、憲法一三条を根拠に実定法的保護をあたえることは可能である」として、②「報道の自由は国民の知る権利を保障するために重要であるから、事件の発生から裁判継続中において、これを報道することは原則として適法である∴他方、犯罪者の社会における更正を阻害しないためにも原則として、犯罪者が社会の中で、更正をすべき状態に至ったときは、その者の前科などを故意に公表することは許されない。」、③「原告の前科を公表することが正当な理由がない限り、原告の人格的利益を不当に侵害した。∴事実関係を明らかにすることによって、原告の受ける利益が失う利益よりも大きい。」といような判断をしている。

第二審の東京高裁<sup>37</sup>も、プライバシーについての定義、根拠について、やや違いはあるものの、基本的には、第一審判決を指示している。

そして、第三審の最高裁の判決は、先にみたとうりである。

このなかで、最高裁は昭和五六年判決のいわゆる「前科照会とプライバシー」事件<sup>38</sup>の判決を踏まえて、名誉、信用への直接的な関連性と社会復帰、更正の必要性を理由に前科等を公表されない法的利益があると認めている。これに対して、前記事件の伊藤正己裁判官の補足意見は「前科等は、個人のプライバシーのうちで最も他人に知られたくないものの一つである」としている。また、「プライバシーの侵害」というのは、公開された内容が（イ）私生活上の事実あるいは私生活上の事実らしく受け止められる恐れがあること、（ロ）一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に、公開を欲しないであろうと認められる事柄である。言い換えるなら、一般人の感覚を基準に公開

されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうことが認められる事柄であること、(ハ)一般の人に未だに知られていない事柄であることを必要とし、このような公開によって当該私人が実際に不快、不安の念を覚えること(「宴のあと」事件)<sup>40</sup>としている。本件判決でも、「その者の名誉あるいは信用に直接かかわる事柄であるから、その者は、みだりに前科等にかかわる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有する。」そして、「その者が有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においても、一市民として社会に復帰することが期待されているのであるから、その者は、前科等にかかわる事実の公表によって、新たな社会生活の平穩を害されその更生を妨げられない利益を有する。」とした。本件二つの下級審判決は、「宴のあと」事件のプライバシーの保護基準を踏まえ、前科の公表をプライバシーの権利または利益の侵害と判断を示してきたのであるし、プライバシーの概念に相違はあ  
るが学会もこういう判断を指示しているようである。<sup>42</sup>

最高裁の言うように、前科等はみだりに公開されると、その人の名誉を傷つける等の人格的な保護や社会への復帰などの点からみて問題であり、何らかの法的保護の可能性を探らなければならぬことは事実である。

その一方で、被疑者や被告人の実名を含む犯罪報道や裁判経過などについては、正当な報道となる社会的、公共的事項であること、当該事件報道の關係上、前科の公表も認められること、過去の犯罪等は、時間とともに人々の記憶や関心から薄れてしまうこともあるが、逆に、歴史的価値が生じて、公表や報道する必要性が生じることがあるし、また、「ある種の歴史の変造」につながる危険性さえあることなどを考えると、前科の保護をするためには、表現の自由、報道の自由の価値をしっかりと踏まえたいえでの構築が必要となるう。<sup>43</sup>

(b) 前科等の公表の規制と表現自由との調整

前科等の公表の規制と表現自由との調整をいかにするかということであるが、本件の下級審判決でも、プライバシー侵害の成立要件と公共の利益の法理などの違法性阻却の議論をとおして表現の自由との調整の法理を提示している。

最高裁も特に前科等が公表される例外について判旨している。

それが、先の最高裁の判決理由のなかにみた、

i 刑事事件、裁判という社会一般の関心あるいは批判の対象となるべき事柄にかかわるもので、「事件それ自体を公表することに歴史的または社会的な意義が認められるような場合には」実名を明らかにすることが許されないとはいえない。

ii 「その者の社会活動の性質あるいはこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判あるいは評価の一資料として」前科等にかかわる事実が公表されることを受忍しなければならない場合もある。

iii、選挙で選出される公職にある者やその候補者など、「社会一般の正当な関心の対象となる公的立場にある人物は、その者が公職にあることの適否などの判断の一資料として」前科等の事実が公表されたとしても違法であるとは言えない、としたのである。また、判例でも、「公人ないし公職の候補者について、その公的な存在活動に付随した範囲および公的な存在や活動に対する評価を下すに必要または有益と認められる範囲では、その私生活を報道、論評することも正当とされなければならない。」(「宴のあと」事件)としつつもまた、一方で、「たとえ報道の対象が、公人、公職の候補者であっても、無差別に、無制限に私生活を公開することが許される訳ではない。」として、前科等を含めたプライバシーの侵害が許される例外的な条件を示している。これは言わば、表現の自由を優越的に考えているの

ではなく、前科等のプライバシーの侵害と表現の自由を対等で個別的な比較衡量によって調整をはかろう<sup>(47)</sup>というものである。これに対する批判も存在している。

本件の場合、最高裁は、先のような一般論を採用して、実名を使用して前科等を公表することを否定したのである。<sup>(48)</sup>

### (三) 国民の知る権利と犯罪報道の問題点

「憲法二一条の表現自由は人権のカタログの中で優越的地位を占める。それは個人の尊厳を尊重し、民主主義体制の現憲法下において、表現の自由が、個人の自己実現と自己統治に必要な不可欠の人権である」、<sup>(49)</sup>「事実を報道する自由も国民の知る権利を実現するためには必要である」というように、<sup>(50)</sup>犯罪報道は、マス・メディアをとおして事実を知<sup>(51)</sup>ることは重要なことであるという点では争いはないであろう。

しかし、ここで疑問が出てくるのは、どの部分が国民の知る権利に奉仕するのかということであろう。この部分は、実名報道というような問題も生じてくるのである。また、前科等が保護される時期とも関連して<sup>(52)</sup>くる。

ただ、本件のように、無理に実名で前科等を公表しなければならぬ理由はなく、マス・メディア自体の倫理による規制を考える問題でもあるように思えるのだ。

### (二) モデル小説とプライバシーの権利

#### ―モデル小説『名もなき道』事件―

小説の中に実在の人物をモデルにして、小説を描いた場合は、つまり、いわゆる「モデル小説」というられるもの

であるが、その小説の中に登場する人物のプライバシーを描いた場合、その人のプライバシーや名誉を侵害することになるのかとういことを考えてみたい。

### 〔事実の概要〕<sup>(53)</sup>

Xは小説家であり、小説『名もなき道を』を新聞七紙に連載したあと、出版社Yは単行本出版を許諾し、既に第八刷を重ねた。

本件小説は、大学を卒業後、司法試験を二〇回受験して変死した主人公Aとその恩師らとのかかわりあいについて書いたものである。Bら夫婦は本件小説の主人公Aの妹夫婦として描かれている人物のモデルとされており、本件小説に虚構の事実が書かれており、名誉を毀損され、Bらの学歴、結婚の経緯、Aの色覚異常及び死因、家庭環境、家族関係等のプライバシーを侵害された等を主張して、本件小説の出版の中止、謝罪広告の掲載及び慰謝料それぞれ五〇〇万円の支払いを求めたものがこの事件である。

これに対して、Xらは

①本件小説は、実在の人物の性格や行動を素材としているものの、作品の中では、人物は実在の人物を離れて独自に動いており、いわゆるモデル小説には該当しないこと

②仮に、本件小説の筋又は骨格が終始実在の人物の行動に沿っているとしても、実名と地名に注意を相当に払っており、プライバシーの侵害は生じない。

③本件小説においてBら夫婦等をモデルとした登場人物はすべて格調高く人間性豊かに描いているので、この点においてもプライバシーの侵害にはあたらない。

④ 本件小説の執筆に際しては、現地の地名を用いないとか、仮名を用いることを条件にBから承諾をもらっている等を主張した。

本件判決では、本件小説の執筆、掲載の経緯、小説の概観等について詳細な事実認定を行い、その後で、フィクション小説とノンフィクションとに分けて、後者においては実在の人物を名誉を毀損し、プライバシーを侵害するとう問題を生じさせるような描写がある場合には直ちに不法行為としての、名誉毀損ないしプライバシー侵害の問題が生じるが、前者に関しては、実在人物に対する名誉毀損ないしプライバシー侵害の問題は生じないとした。

そして、本件小説に関しては、実在人物を素材としており、登場人物が誰を素材として描かれたものか一応特定し得るような小説であるが、実在の人物の行動や性格が作者の内面における芸術的創造過程においてデフォルム(変容)され、それが芸術的に表現された結果、一般読者をして作品中人物が実在人物とは全く異なる人格であると認識させるに至っており、また、実在人物の行動が小説の主題に沿って取捨選択ないしは変容されて、事実とは意味や価値を異にするものとして作品中に表現されているなどとして、本件小説については、実在人物に対する名誉毀損あるいはプライバシー侵害の問題は生じないとしてBの請求を棄却した。

(一) プライバシーの権利と名誉権

本件について考える前に、ここで少し、プライバシーの権利と名誉権について整理をしておく。

(a) プライバシーの権利

日本の長い歴史のなかからみると、プライバシーという言葉を我々国民が口にするようになったのは、近年になってからである。

日本で最初にテレビが放映されるようになったのは、昭和二九年のことだ。そして、高度経済成長の時代を経て、各家庭にテレビは普及した。これにより、各テレビ局は、視聴率獲得のためにありとあらゆる取材方法で色々な番組を製作するようになった。そして、時には、視聴率獲得という名目の下、他人の私生活にまで平気で入り込むようになってきたのである。また、この現象は、週刊誌でも同じことが言えるであろう。営利目的のために、どんどん売れるためには、なんでもありでもちろん、のぞき見主義のような記事が増え、競争原理とも相俟って、利益主義の無責任な記事やテレビ番組が増え、今や膨張しそうなほどいや今、もう膨張しているほどの状況にそれらはある。そして、内容はどんどん低下してきている。そして、その結果として、多くのプライバシーの侵害や名誉毀損という問題を生じさせたのである。

私達の頭の中にも、このような問題に関して、人権意識が芽生え、そして高まってきて、今日今日では、プライバシーという言葉は、私達の社会と日常生活に定着している。

しかしながら、日本でプライバシーの権利というものが確立したのは、先にみたように「宴のあと」事件以後である。

ところで、プライバシーの権利というものが最初に確立されたのはアメリカである。<sup>(54)</sup>これは、一八九〇年(約一一〇年前)ブランドイス(Louis Dembitz Brandeis, 1856-1941)とウォレンがプライバシーの権利(The Right to privacy)という論文を書き、マス・メディアの私生活侵害行為を法的に規制する理論を提唱したのが最初だ。<sup>(55)</sup>その後、プライバシーの権利は法的権利として確立され、精密に理論化され、広く妥当するようになっていって今日のように発展してきたのである。

日本でも、ここに来て、情報産業の著しい発展のなか情報社会の産出する問題が新聞などの紙面を騒がせているの

は知ってのとおりだ。民間の情報産業の発展により私生活の保護を行い、国や地方自治体の情報を国民に公開すること（つまり、知る権利の具体化ということとつながるが）情報の収集、保管などに対する私生活の保護の必要性が強く叫ばれているのだ。

今日、日本では、私生活を守るための法制度は、憲法上は、宗教的行為への不干渉（二〇条二項）、通信の秘密（二条二項）、不当な逮捕からの自由（三三条）、住居、書類、所持品の保障（三五条）などがあり、また、のぞき見するような行為に対しての処罰としては（軽犯罪法一条二三号）、相隣関係として、隣家を見ないようにする民事的義務として（民法二三五条）、故なく信書を開く行為を処罰する（刑法一三三条）が、実定法上は確立してはいるが、これはプライバシーの一部でしかない。全体的にプライバシーの権利を確立する必要に迫られているわけである。

#### （b）名誉権について

名誉権というのは、プライバシーの権利とは違い、その概念は一二七五年にイギリスにおいて「高官名誉毀損法」という法律に登場してきている。この法律は、治安妨害のようなものを取り締まるのが目的で制定されたもので、要するに、高官の名誉を毀損することとは、治安を妨害することだという考え方で制定されたようである。この考え方は、日本でも一八七五年六月、「名誉毀損に関する讒謗律」<sup>(57)</sup>という法律に取り入れられている。現在の民主主義社会とは基本的に異なるわけだが、このように、名誉権とプライバシーの権利との考え方の出発点は、全く違う始まりなわけである。

## (二) プライバシーの権利の侵害について

刑法三三〇条の名譽毀損というのは、公然事実を摘示して名譽を毀損する行為であり、その場合に摘示された事実が真実であるかどうかを問わない。ここでの名譽とは、「一般に人に対する社会的評価である」と定義される。これに対して、プライバシーは社会的評価のような実体をもたない。基本は、先に述べたように、要は「ひとりて居させてもらいたい権利」であって、その態様は問題ではない。

そこで、本件についてのプライバシーの権利の侵害について検討をすることとする。

本件判決では「暴露小説、実録小説や伝記小説、ノンフィクション小説については、小説中に実在の人物の名譽を毀損し、プライバシーを侵害する描写があるかぎり、直ぐさま不法行為の問題を生ずる」としている。一方で、「しかし、小説全体が作者の芸術的想像力の生み出した創作であって虚構（フィクション）であると受け取らせるに至っているような場合には、名譽毀損あるいはプライバシー侵害の問題は生じない」、「ごく限られた範囲の読者は、モデルが真実であると受け取るような読み方をすることを前提にしても、本件の場合には、名譽毀損は成立しないし、本小説で色覚異常および死因はプライバシーに属するが、その事実が当該小説の主題及びこれを支える構成上不可欠であると認められ、かつ、表現の方法、内容において秘事の中からさまの暴露とならないような慎重な配慮がされており、小説全体としても作者の芸術的想像力の生み出した創作であって虚構（フィクション）であると認めるときにはプライバシー侵害としての違法性を欠く」としたのである。簡単に言うと、これだけ色々と配慮をして書かれた小説であれば、一つ一つ、これはだれだということを考えながら読む読者は少ないからプライバシーの侵害ではないということなる。

こういう問題を考える場合、対国家権力との問題ではなく、私人間における人権の衝突として調整の問題となる。

表現の自由は自己実現と自己統治にとって不可欠なことから、他の人権よりも「優越的な地位にある」<sup>(58)</sup>のである。他方で、名誉権、プライバシーの権利は、いずれも「人格権」と言われ、憲法一三条にその根拠をおき人格的価値そのものにかかわる重要な権利である。ここでは、表現の自由とプライバシーの権利とは、どちらが優先するかという問題ではなく、原則とし「等価値的な利益衡量」<sup>(59)</sup>によって調整されるのが適切であろう。

本件では、フィクションとノンフィクションとに区別してプライバシーの侵害を考えるというものである。因みに、本件では、芸術的想像力がプライバシー侵害の違法性阻却の理由となることを示している。

ノンフィクションでは実在の人物のプライバシーを侵害する描写をすれば、直ちに不法行為の問題が生じるのであるが、フィクションでは素材事実が、作者の想像や虚構によって消化されているような場合にはいわゆる「モデル小説」となって、プライバシー侵害の問題は生じないのである。

ただ、近年のような新しいジャンルの小説、例えば、「ノンフィクションノベル」ではどうか。ここでは、事実をもとに、その事実を出来るだけ正確に描いているが、少し、創作の部分もあるようなものはどうかという疑問も生じてこよう。

以上、ここではプライバシーにかかわる問題まで述べてみた。

今回は最初は国家権力との問題、それから私人間の人権衝突の調整の問題を探ってみたのであるが、私人間の人権衝突の調整の場合、判断基準を明確にすることから、「フィクション」と「ノンフィクション」とに分けることも望ましい方法かと考える。しかし、憲法学的見地からは「等価値的な利益衡量」がなされているかを考えなければならぬ<sup>(60)</sup>のではないだろうか。

また、今回の問題を探っていくと、新たな問題が浮かび上がってきたことも事実であろう。例えば、「知る権利」について、あるいは、「名誉毀損」、またあるいは「犯罪報道とプライバシーの権利の問題」である。特に、「犯罪報道とプライバシーの問題」は、今や国民的議論である少年法の改正の問題の中にある実名報道の問題とも絡み興味ある問題である。

註

- (1) 齋藤文男「国家秘密と取材の自由」—外務省秘密漏洩事件—(憲法判例百選Ⅰ〔第三版〕一五二頁)。
- (2) 東京地判昭四九・一・三一判例時報七三二号二二頁以下。
- (3) 東京高判昭五一・七・二〇判例時報八二〇号二六頁以下。
- (4) 最小〔〕決昭五三・五・三一判例時報八八七号一七頁以下。
- (5) ジュリスト一五六号七八頁以下。
- (6) 前掲判例判例時報七三二号一六頁以下。
- (7) 前掲判例判例時報八八七号二八頁以下。
- (8) 齋藤・前掲論文「国家秘密と取材の自由」一五三頁。
- (9) 前掲判例判例時報七三二号一六頁。
- (10) 佐藤幸治Ⅱ松井茂記「外交秘密と「知る権利」—外務省秘密漏洩事件決定によせて—(判例時報八九六号)一一八頁。
- (11) 佐藤Ⅱ松井・前掲論文「外交秘密と「知る権利」—一九頁。
- (12) 前掲判例判例時報八八七号二九頁以下。
- (13) 最大決昭三三・二・一七刑集一二二—二五三—いわゆる北海道タイムス事件—
- (14) 最大決昭四四・一・二六判例時報五七四号一頁—いわゆる博多駅事件—

- (15) 前掲判例時報五七四号二頁以下。
- (16) 前掲判例時報五七四号二頁以下。
- (17) 前掲判例時報七三二号三〇頁。
- (18) 前掲判例時報八八七号四一頁。
- (19) 前掲判例時報八二〇号三〇頁以下。
- (20) 植村勝慶「国家秘密を<sub>レ</sub>取材の自由」(法学教室三三六号)特集「メディアと憲法」表現の自由の意味と価値を考える(二二頁)。
- (21) 伊藤正己『憲法』(弘文堂一九八三)二九三頁。
- (22) 大林文敏「モデル小説とノンフィクション」(法学教室三三六号)特集「メディアと憲法」二九頁。
- (23) 東京地判昭六・二・一一・二〇判例時報一二五八号二二頁。
- (24) 最小判(三)平六・二・八民集四八二一四九。
- (25) 佐藤功『日本国憲法概説(第5版)』(学陽書房一九九六)一四二頁。
- (26) 佐藤功・前掲書『日本国憲法概説』一四三頁。
- (27) 松本昌悦「プライバシーと表現の自由―「宴のあと」事件(憲法判例百選I [第三版])」一三〇頁。
- (28) 東京地判昭三九・九・二八判例時報三八五号二二頁。
- (29) 松本・前掲論文「プライバシーと表現の自由」一三〇頁。
- (30) 松本・前掲論文「プライバシーと表現の自由」一三〇頁。
- (31) 松本・前掲論文「プライバシーと表現の自由」一三〇頁。
- (32) 萩野芳夫『憲法講義・人權』(法律文化社一九九四)一二〇頁。
- (33) 萩野・前掲書『憲法講義・人權』一二二頁。
- (34) 萩野・前掲書『憲法講義・人權』一二八頁。
- (35) 松本・前掲論文「プライバシーと表現の自由」一三二頁。
- (36) 東京地判昭六二・一一・二〇判例時報一二八五号二二頁。



- 頁。
- (58) 佐藤幸治・前掲書『憲法』三五二頁。拙稿前掲論文「少年事件における実名報道と人権をめぐる問題」九二頁。
- (59) 佐藤幸治『憲法「第三版」』(青林書院 一九九五)四五六頁。
- (60) 大林・前掲論文「モデル小説・ノンフィクション」三一頁。